

緑の募金地区事業実施要領

公益財団法人長野県緑の基金

(目的)

第1 この要領は、緑の募金地区事業の効果的かつ適正な実施のため、緑の募金実施要綱（平成16年3月24日施行）（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(事業計画等の提出)

第2 要綱第14条による事業計画書の提出は、地域・自治団体等の要望に応じて事業毎にとりまとめ、緑の募金地区事業計画書（様式1号）に必要により資料を添付して行うものとする。

(交付申請等)

第3 要綱第16条による交付申請は、緑の募金地区事業交付金交付申請書（様式2号）により行うものとする。

(交付の決定)

第4 要綱第17条による交付金の交付の決定は、緑の募金地区事業交付金交付決定通知書（様式3号）に必要な条件を付して申請者に通知するものとする。

(交付金の請求)

第5 要綱第18条による交付金の請求は、緑の募金地区事業交付金交付請求書（様式4号）により行うものとする。

(実績報告)

第6 要綱第19条による実績報告は、緑の募金事業実績報告書（様式5号）により行うものとする。

附 則

1 この要領は、平成16年3月24日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。